

## 16-01 P U D T

## ひな形、見本又は証拠物件の返還手続

審判事件（拒絶査定不服審判を除く）、判定事件、特許（商標登録）異議申立事件及びこれらの再審事件に提出された「ひな形、見本又は証拠物件」の返還は以下のとおり行う。

## 1. 返還の手続

ひな形、見本又は証拠物件の返還を受けようとする者（以下、「返還申出人」という。）は、その提出の際に返還の申出をしなければならない（特施規 § 15①、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）。

事件の確定後に返還の手続を行う。なお、事件の確定前は、原則として返還しないが、申出に合理的な理由があり、審理に影響の無い場合は、一時的に返還することができる。

## (1) 返還の申出があったとき

ア 事件が確定した後に、返還申出人に返還する旨の通知（様式1）をする。  
 イ 返還申出人は返還する旨の通知（様式1）を受けた日から30日以内に、受取の手続をしなければならない（特施規 § 15②、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）。手続をしないときは、特許庁で一定期間保管後、処分することができる。（→1. (2) ア. イ.）

ウ 返還申出人は、以下の受領方法を申し出る。

- ①特許庁において受領する方法（あらかじめ日時を定めて返還を行う）。
- ②郵便等により特許庁以外で受領する方法。

なお、ひな形、見本又は証拠物件が著しく大型であり、その梱包及び運搬のために特殊な取扱いが必要である場合等で、郵便等として取り扱うことが困難なときは、返還申出人に運送業者の手配をさせ、特許庁職員の立会いの上で、当該運送業者が梱包及び搬出を行う。

エ 返還申出人は、ひな形、見本又は証拠物件の受領後、領収書（様式2）を

電子メール等で提出する。

(2) 事件の確定までに返還の申出がないとき

事件の確定後、ひな形、見本又は証拠物件を提出した者に返還の要否を確認する。

返還をするときは、上記1.(1)のとおり行い、返還不要のときは以下のとおりとする。

ア 記録に連綴してあるひな形、見本又は証拠物件は、そのままとする。

イ 記録に連綴することのできないひな形、見本又は証拠物件は、審判書記官室の保管庫に保管し、保管庫の収容能力等を斟酌の上、適宜、処分することができる。

(改訂 R5.12)

(訂正 R7.11)

## 様式1 (例 請求人宛ての場合)

## ひな形・見本・証拠物件返還通知書

令和 年 月 日  
特許庁長官

審判請求の番号 無効〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇  
(特許の番号) (特許第〇〇〇〇〇〇〇号)  
請求人 〇〇〇〇 様  
代理人弁理士 〇〇〇〇 (外〇名) 様

本件審判事件は確定しました。ひな形・見本・証拠物件の返還を希望される場合は本通知を受け取った日から30日以内に以下の受取りの手続をしてください。

## 受取手続について

1. ひな形・見本・証拠物件を受領する方法を担当書記官に連絡してください。  
特許庁で受領する場合は希望日時、特許庁以外で受領する場合はその旨を連絡してください。  
(郵送の場合、郵送料分の切手を提出していただきます。)
2. ひな形・見本・証拠物件の受領後に領収書を電子メール等で提出してください。添付した領収書用紙を御利用ください。

※ 審判課第〇担当電子メール 〇〇〇@jpo.go.jp

---

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。  
審判課第〇担当 〇〇 〇〇  
電話 03(3581)1101 内線 △△△△ メールアドレス XXXX@jpo.go.jp

様式2 (例 特許庁長官宛ての場合)

ひな形・見本・証拠物件 受領書

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

1. 審判番号 無効〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

2. 返還申出人

住所 〇〇・・・・・・・・・〇〇

氏名 〇〇〇〇

3. 代理人

住所 〇〇・・・・・・・・・〇〇

氏名 弁理士 〇〇〇〇

本事件における下記の物件を受領しました。

甲第〇号証〇〇〇〇〇のひな形（見本／証拠物件）1個